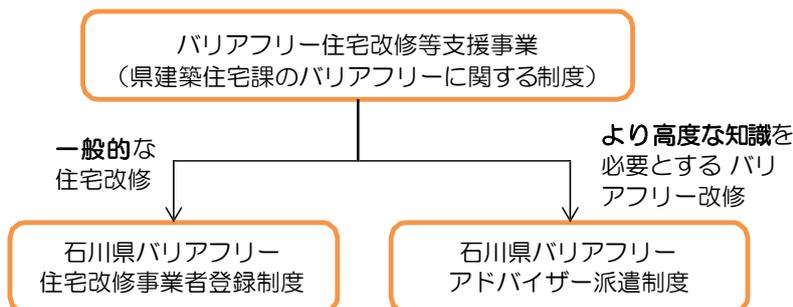
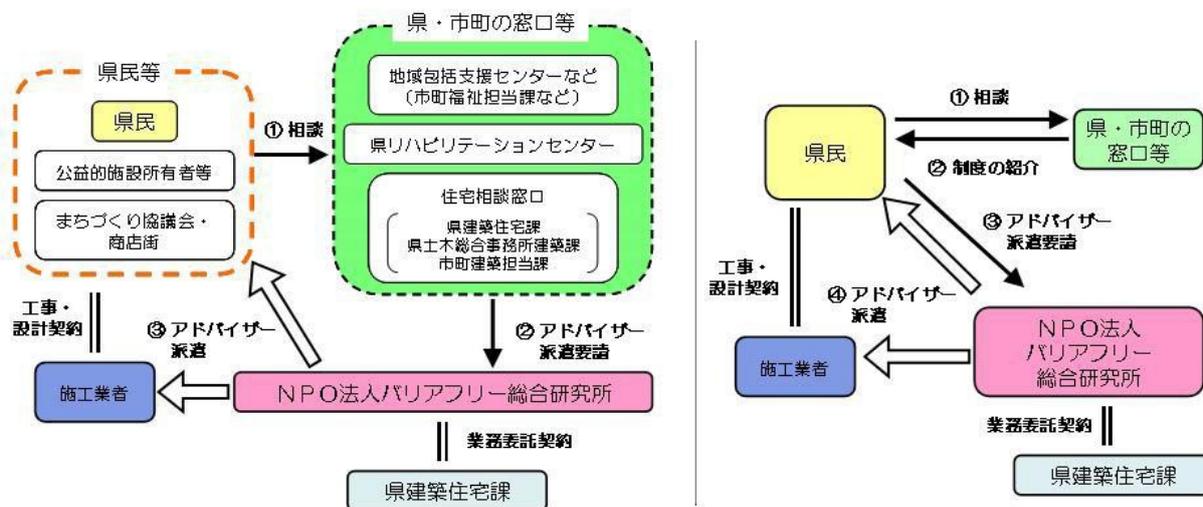


1 県建築住宅課が所管するバリアフリーに関する制度について



2 石川県バリアフリーアドバイザー派遣制度

1 県民等が相談する場合



2 施工業者が相談する場合

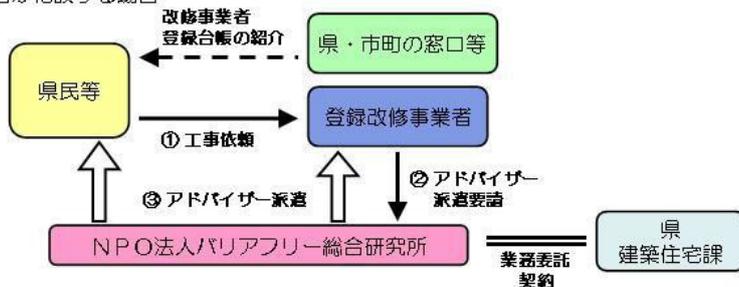


図 アドバイザー派遣のフロー

(1) 概要

高齢者や障害者の身体能力や住まい方に応じた適切なバリアフリー改修を行うなどのために、要請に応じて、県はバリアフリーアドバイザーを派遣します。

(2) バリアフリーアドバイザー

アドバイザーは、建築士、医療福祉関係者など、バリアフリー化に関する見識があり、住宅のバリアフリー改修等に関して適切なアドバイスを行います。

(3) アドバイザーの派遣対象

住宅のバリアフリー改修等

- ア 戸建住宅、マンションの住戸等のバリアフリー改修の相談・アドバイス
- イ 設計・施工時の確認、アドバイス

3 石川県バリアフリー住宅改修事業者登録制度

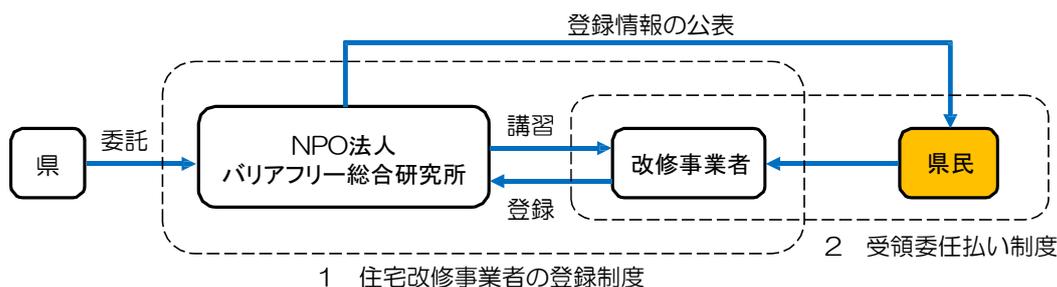
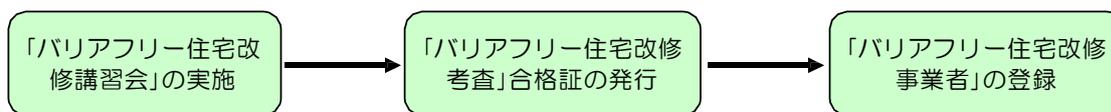


図 改修事業者登録制度のフロー

(1) 住宅改修事業者の登録制度



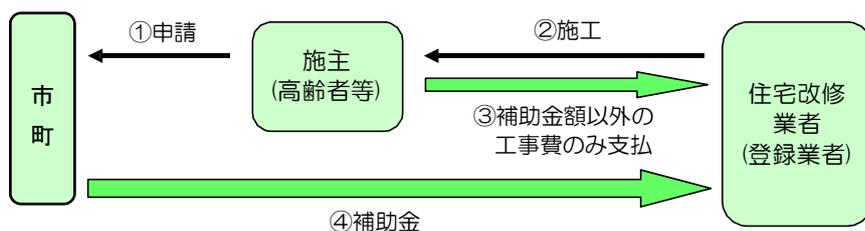
【バリアフリー住宅等改修支援事業のスキーム】

(内容)	(発行要件)	(登録要件)
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や身体障害者の身体特性、住宅改修の設計施工のポイント 介護保険や補助制度のしくみ等 	<ul style="list-style-type: none"> 講習会を受講し、考査に合格すること 関係法令処分歴がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 考査合格者が1名以上 受領委任払いを承諾
(考査) <ul style="list-style-type: none"> 講習会の内容、建築基準法等 		(登録改修事業者の名簿) 市町福祉保健担当課及び在宅介護支援センターなどで、県民やケアマネージャー等に供覧

※施主のメリット 安心して施工業者を選択することができる。

※業者のメリット 登録台帳に掲載しPRするので、受注工事増につながる。

(2) 受領委任払い制度（施主が住宅改修業者に補助金等の受領を委任する制度）の実施



※メリット
施主は、補助金分の一時負担がなく、施主の負担軽減になる。

【自立支援型住宅リフォーム資金助成制度・介護保険住宅改修費の支給における受領委任払い制度のスキーム】

(3) リフォームに係る相談体制の整備

登録改修事業者は、石川県バリアフリーアドバイザー制度を利用し、無料でアドバイザーに相談することができる。

4 バリアフリーアドバイザー派遣要請及び改修事業者登録台帳の紹介窓口

NPO法人 バリアフリー総合研究所
TEL : 076-275-7494
HP : <https://npo-barrierfree.jp/>